第二条第九十七号を同条第百三号とし、同条第九十六号を同条第百二号とし、同条第九十五号を同条第百一号とし、同条第九十四号を同条第九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百　措置法第六十八条の十四の三第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十四の三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十四の三第二項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第九十三号を同条第九十八号とし、同条第九十二号を同条第九十七号とし、同条第九十一号中「第六十八条の十一第一項から第五項まで」を「第六十八条の十一第一項から第三項まで」に改め、同号イ中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号ロ中「第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「第六十八条の十一第二項又は第三項」に改め、同号を同条第九十六号とし、同条第九十号を同条第九十五号とし、同条第八十九号中「から第四項まで」を「、第三項、第六項又は第七項」に、「同条第六項第二号」を「同条第八項第二号」に改め、同号を同条第九十四号とし、同条第八十八号を同条第九十三号とし、同条第六十七号から第八十七号までを五号ずつ繰り下げ、同条第六十六号中「第六十五条の七又は」を削り、同号を同条第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一　平成二十九年旧効力措置法第六十五条の九の規定　同条に規定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十五号を同条第六十九号とし、同条第六十四号中「平成二十六年旧効力措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項」を「平成二十六年改正法附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法（以下この号及び第七十号において「平成二十六年旧効力措置法」という。）第六十五条の八第七項」に改め、「同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、」を削り、同号を同条第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八　平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定　同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第六十三号を同条第六十六号とし、同条第六十二号中「平成二十六年改正法附則第九十条第八項」を「平成二十九年改正法附則第六十九条第九項又は第十一項」に、「平成二十六年旧措置法（第六十四号及び第六十六号において「平成二十六年旧効力措置法」という。）」を「平成二十九年旧措置法（第六十八号及び第七十一号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）」に改め、同号を同条第六十五号とし、同条第六十一号を同条第六十四号とし、同条第四十七号から第六十号までを三号ずつ繰り下げ、同条第四十六号中「百分の百十二」を「百分の百十」に改め、同号を同条第四十九号とし、同条第四十五号を同条第四十八号とし、同条第四十号から第四十四号までを三号ずつ繰り下げ、同条第三十九号を削り、同条第三十八号を同条第四十二号とし、同条第三十七号を同条第四十一号とし、同条第三十六号中「措置法」を「平成二十九年改正法附則第六十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法」に改め、「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第三十五号を同条第三十九号とし、同条第三十四号を同条第三十八号とし、同条第三十三号イからハまでの規定中「ホまで」を「へまで」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第三十二号ホ中「第四十二条の六第一項若しくは第二項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「第四十二条の十一の三第一項」を加え、「第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　平成二十九年改正法附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項の規定　第二条第三十二号を同条第三十六号とし、同条第二十九号から第三十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二十八号を同条第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二　平成二十九年改正法附則第六十七条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第四十七条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額　第二条第二十七号を同条第三十号とし、同条第二十六号を同条第二十九号とし、同条第二十五号を同条第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十七条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十九年旧措置法」という。）第四十七条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額　第二条第二十四号を同条第二十六号とし、同条第十六号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十五号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　措置法第四十三条の三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額　第二条第十四号に次のように加える。

ハ　措置法第四十三条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額　第二条第十四号を同条第十五号とし、同条第十三号を削り、同条第十二号中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　措置法第四十二条の十二の四第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十二の四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十二の四第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）　第二条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第四十二条の十一の二第一項又は」を「第四十二条の十一の三第一項又は」に改め、同号イ中「第四十二条の十一の二第一項」を「第四十二条の十一の三第一項」に改め、同号ロ中「第四十二条の十一の二第二項」を「第四十二条の十一の三第二項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　措置法第四十二条の十一の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十一の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十一の二第二項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）